

令和元年5月31日現在

機関番号：22604

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2017～2018

課題番号：17H06986

研究課題名(和文)19世紀イギリス帝国における法と博愛主義

研究課題名(英文)Law and Humanitarianism in 19th-Century British Empire

研究代表者

稲垣 春樹(Inagaki, Haruki)

首都大学東京・人文科学研究科・助教

研究者番号：00796485

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,200,000円

研究成果の概要(和文)：イギリス帝国における法と博愛主義の関係を考察するために、19世紀前半のイギリス領ジャマイカ植民地を事例として、奴隷に対する苛烈な支配を継続する白人入植者および植民地総督と、奴隷の待遇改善を求める博愛主義者の対立について検討した。イギリス議会・植民地省の公文書を調査し、以下のようないろんなことを明らかにした。入植者および総督は、反乱などの緊急事態に対処するために、奴隷に対する強権的な統治体制が必要であると考えていた。博愛主義者は、奴隷に対してもイギリス本国と同様の法の保護が与えられるべきであるとして、入植者と総督を批判した。つまり両者の対立は、これら緊急事態の論理と法の論理の対立を反映していた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、近年盛んになっているイギリス帝国における博愛主義研究に帝国の法という観点から新たな知見を提供するものである。さらに、緊急事態の論理と法の論理という二つの立場の違いを明確に析出したことで、それを基準として、イギリス帝国の他の植民地(カナダ、南アフリカ、インドなど)、フランスなどの植民地、そして日本帝国の植民地との比較研究への可能性を拓くものである。

研究成果の概要(英文)：This study aims to analyse the relationship between law and humanitarianism in the British empire by focusing on the conflict over the amelioration of the slave population in early nineteenth-century Jamaica. The main primary sources are the British parliamentary papers and the Colonial Office Records. The white settlers and the governors insisted that they needed to take harsh measures towards the slaves to eliminate the possibility of slave rebellions. The humanitarians criticised the settlers and the governors by pointing out that the slaves should be protected by law in the same way as in Britain. This means that conflict between the settlers and the governors and the humanitarians reflected the conflict between the logic of emergency and the logic of law.

研究分野：西洋史

キーワード：イギリス帝国 西インド諸島 ジャマイカ 法 博愛主義 奴隷 人身保護令状 戒厳令

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

この研究課題は、19世紀のイギリス植民地における支配と抵抗のあり方を問い直す二つの研究動向を反映している。ひとつは、植民地における法と裁判所に関する研究である。これは、イギリス人が持ち込んだ法と裁判所が、しばしば原住民によって植民地政府への抵抗のために利用されていたこと、そしてそれが植民地の統治構造全体の転換に影響していたことを明らかにし、単に搾取されるだけではない主体的な原住民像を描き出してきた。もうひとつは、19世紀のイギリス帝国史を、植民地政府、入植者、博愛主義者の三つのネットワークの相互作用として理解しようとする研究動向である。特に注目すべきは、原住民が植民地政府に抵抗するために博愛主義者のネットワーク（特に現地のキリスト教宣教師）を活用できたという知見である。これらの研究は、イギリスの法と博愛主義が、原住民が植民地政府に対して抵抗するための重要な道具であったことを示している。

しかし、帝国における法と博愛主義の研究は別々に行われており、両者の関係それ自体を主題として正面から扱う研究は存在しなかった。例えば、白人入植者の多いオーストラリアや南アフリカでは、宣教師などの博愛主義者は原住民の協力者となりえたことが知られているが、これに法律家はどのような態度を取ったのだろうか。また、入植者の少ないインドでは法律家が同様の役割を果たしたが、これに博愛主義者はどのような態度を取ったのだろうか。これらの問いに答えるためには、それぞれの植民地の政治的・社会的な状況に注意しながら、法と博愛主義の関係について考察する必要がある。

本研究では、カリブ海の英領西インド諸島の中心であるジャマイカ植民地を事例として分析する。西インド諸島においては、政府と法/博愛主義者の対立が前景化する最大の契機であった奴隷反乱が頻発していた。奴隷反乱は、しばしば政府による通常法の停止＝緊急事態宣言/戒厳令（バルバドス 1805年と1816年、デメララ 1823年、ジャマイカ 1831～32年、1865年）を引き起こすことで通常裁判所と政府の対立を強めるとともに、奴隷反乱を教唆したとされる宣教師/博愛主義者と政府の対立も強めた。そのような中であって、1831～32年に19世紀前半において最大の奴隷反乱が発生したジャマイカ植民地は、博愛主義者と法の関係を分析するための格好の材料を提供する。

2. 研究の目的

本研究は、19世紀イギリス帝国の植民地における支配と抵抗のあり方を問い直すために、カリブ海の英領西インド諸島ジャマイカ植民地における博愛主義者と法/裁判所の関係を分析する。具体的には、博愛主義者による奴隷貿易廃止運動が高まりを見せ、白人入植者および植民地総督との政治的な対立が前景化した1820年代から1830年代にかけてのジャマイカにおいて、法がどのような機能を果たしていたのかを、同時代史料を用いて歴史的にあきらかにすることを目的とする。

3. 研究の方法

研究は、文献史料の調査・分析による。主たる一次史料として、英国議会文書（Parliamentary Papers: PP）とイギリス国立公文書館（The National Archives: TNA）の植民地省文書（Colonial Office Papers: CO）を用いた。はじめに、西インド諸島の政治、法、博愛主義に関する内外の研究文献と刊行史料を収集・整理して、西インド諸島およびジャマイカの政治・経済・社会・法に関する基本的な特色を把握した。次いで、オンライン版のイギリス議会文書などを用いて、刊行一次史料の調査を行った。そしてこれらの調査を踏まえて、英国公文書館において未刊行史料である植民地省文書を閲覧・分析した。

具体的な研究の構成は以下である。まず、イギリス帝国における法と博愛主義の関係を理念的に把握するための枠組みについて検討するために、先行研究を網羅的に収集・検討するとともに、研究全体の鍵となる人身保護令状と戒厳令という二つの法的装置についての考察を深めるために、サマセット判決（1772）とデメララ反乱（1823）についての事例研究を行った。次に、博愛主義と法が植民地の政治社会においてどのような影響力を持っていたのかを考察するために、ジャマイカの白人入植者と総督による奴隷の待遇について博愛主義者が法と裁判所を利用して抗議した複数の事件を検討した。そして、ジャマイカにおける最大の奴隷反乱である1831～32年のジャマイカ反乱における博愛主義と法の問題について検討した。

4. 研究成果

(1)本研究の問題関心に関連する研究動向を精査した結果、以下の研究動向が重要であることがわかった。まず、イギリス帝国史家C・A・ベイリーによる19世紀前半のイギリス帝国各地で高まりをみせた「リベラル・インターナショナル」と呼ばれる急進主義運動に関する研究である。イギリス帝国のさまざまな植民地では、新聞・雑誌（英語、現地語）集会、請願などを通じて植民地戦争から日常的な商業や宗教に至るまでの論争が繰り広げられ、現地住民が陪審員や治安判事として司法制度に参加する権利が要求されるなどした。このような改革の動向は、イギリスの植民地統治のあり方についての批判的な論争を巻き起こした（文献）。このリベラル・インターナショナルという文脈との関連で法と博愛主義を検討するために、本研究では、帝国ネットワーク研究を下敷きにしたローレン・ベントンとリサ・フォードによる帝国法制史

研究(文献)、そしてジャマイカ植民地についての地域史研究(文献、)という複数の研究動向を踏まえて、以下のような史料分析を行った。

(2)まず、19世紀前半のイギリス帝国における法と博愛主義を検討するための枠組みについて考察するために、人身保護令状と戒厳令という、植民地統治に関する対極的な態度を象徴する二つの法的装置について、1772年のサマセット判決および1823年のデメララ反乱に着目して検討した。その結果、19世紀前半のイギリス帝国＝植民地においては、人身保護令状が象徴するような、植民地においても本国と同じ基準の法的保護を求める博愛主義者の法の論理と、植民地においては緊急事態への対処が第一であるとして、本国では非国制的とされていた戒厳令の発令を認める現地の白人入植者および総督の緊急事態の論理が対立していたことがあきらかになった。

(3)次に、白人入植者による奴隷の処遇が政治的な問題となった複数の事例を検討することで、現地の宣教師および自由黒人は積極的に、また奴隷も限定的にはあるが、現地の司法制度を利用して、白人入植者および植民地総督に対抗していたことがあきらかになった。それらの事例は、法と裁判所を利用することの有効性と限界を示唆するものであった。白人による奴隷に対する苛烈な取り扱いは、しばしば宣教師や博愛主義的な思想を持つ入植者により問題とされたが、それは現地の治安判事や総督に妨害され、救済につながることはまれであった。また、本国の博愛主義者の影響を強く受けた博愛主義者は、そのような法的な試みを積極的に支持し、総督および植民地議会としばしば激しく対立した。他方で、植民地において奴隷の待遇改善を要求する博愛主義者のネットワークの中心となったプロテスタント非国教徒の宣教師は、しばしば自身が迫害の対象となった際には、人身保護令状をはじめとする法的な装置を用いて、入植者および総督に挑戦することができた。さらに、非白人人口として最も司法権を有効に利用したのは自由黒人であった。自由黒人の島外追放が問題となった事例はジャマイカだけでなくイギリス本国においても大きな論争を巻き起こした。そこにおいても、白人入植者および植民地総督の緊急事態の論理と、博愛主義者の法の論理が鋭く対立していた。

(4)しかし1831～32年ジャマイカ反乱においては、博愛主義者の批判にもかかわらず、行政官と白人入植者の緊急事態の論理が優先され、戒厳令の下で苛烈な処罰が繰り返された。この反乱においても、反乱を教唆したとして非国教会の宣教師が非難された。反乱に対する白人入植者の反動は大きかった。植民地議会は、イギリス本国の植民地省および博愛主義者によるジャマイカ政治への介入が反乱の直接の原因であったと断定する決議を出した。そのような見方に支えられて、戒厳令下における叛徒の鎮圧は苛烈であった。300人以上が戒厳令下の軍事法廷において処刑され、宣教師も軍事裁判にかけられた。さらに、特にバプティストの宣教教会堂に対する激しい破壊活動が繰り返された。さらに、白人入植者の反動は、植民地議会における立法という形をとって継続した。特に、戒厳令が停止された後にも、戒厳令下と同様の厳しい処罰を可能にする法案を可決・成立させたことは、植民地は本国とは異なる政治的な原理に基づいて統治されるべきであるとする白人入植者の考えをよく示している。これらの検討は、戒厳令が象徴する緊急事態の論理が、本国政治とは異なる植民地政治の特徴のひとつであったことを示している。

このような白人人口の反動を博愛主義者は厳しく批判した。そしてそこで焦点となったのは、戒厳令の違法性についてであった。本国の博愛主義者およびジャマイカの宣教師は、戒厳令を批判し、通常法にのっとった司法手続きが実現されるべきことを主張した。また、反乱後の宣教拠点の再開を目指す非国教徒の宣教師が、そのための法的根拠を確認するためにジャマイカ最高裁において訴訟を起こすなど、法と裁判所を積極的に利用していたこともあきらかになった。

(5)以上の知見を研究史に照らすと以下の示唆が得られる。

帝国ネットワーク同士の相互作用を考える上で、法に関する議論と実践は重要であった。18世紀後半～19世紀前半のイギリスにおける奴隷制に関する議論は、道徳と宗教に関する議論と並んで、本国と植民地の管轄権をめぐる法的問題、そして政府による戒厳令の合法性の問題として論争となっていた。奴隷の待遇改善をめぐる白人入植者・総督と博愛主義者の対立は、植民地において実現されるべき法的保護の内容をめぐる対立を反映していた。ジャマイカ反乱をめぐる論争は、奴隷制に関する道徳的な議論を喚起する前に、まずは戒厳令の合法性をめぐる法的な論争として展開した。法という観点から帝国ネットワーク論を再検討する作業が今後も必要である。

ベントンとフォードの法制史的な研究視角の重要性は本稿においても確認されたが、彼女らの分析が帝国の中心＝植民地省における動向を記述の中心に据えるのに対して、本研究は、ジャマイカの地域史的な文脈もまた、博愛主義者による法を通じた改革要求を促していたことをあきらかにした。つまりベントンとフォードの研究は博愛主義と法に関する地域史研究によって補完される必要がある。

19世紀前半のリベラル・インターナショナルを下からの視点で検討する方法として、植民地における法的実践に着目することが有効である。帝国の自由主義をめぐる議論はほとんどが法

思想家についての思想史研究である。しかし本研究が示したように、白人入植者による日常的な抑圧を批判する宣教師らの活動は、イギリス本国の反奴隷制論者の言説と同様に、ジャマイカにおける自由主義改革の原動力となっていた。またそのような活動にとって、植民地政府と白人入植者の緊急事態の論理に対抗する法的言説は重要であった。つまり法は、言説のレベルでも実践のレベルでも、リベラル・インターナショナルの重要な要素であった。法に関する実践と言説に着目して19世紀前半の自由主義運動を再検討する作業がさらに求められる。

(6)本稿では奴隷自身の法利用についてはほとんど議論できなかったが、法社会史研究には奴隷の法的な行為主体性をくみ取ろうとする注目すべき研究動向も存在する。法を媒介とする帝国の博愛主義に関する理解を深めるためにも、奴隷と法に関する研究のさらなる進展が望まれる。また本稿では1833年の奴隷制廃止直前の時期に検討を限定したため、奴隷解放後の展開、特に年季奉公人制度の導入とその廃止(1838年)について検討できなかった。19世紀西インド諸島におけるイギリス植民地支配については、法と博愛主義という観点から検討すべき多くの課題が存在すると言える。

(7) 以上の知見は国内学術誌(査読あり)に投稿し、現在査読中である。

<引用文献>

C. A. Bayly, *Recovering Liberties: Indian Thought in the Age of Liberalism and Empire* (Cambridge, 2012).

Lauren Benton and Lisa Ford, *Rage for Order: The British Empire and the Origins of International Law 1800-1850* (Cambridge, MA, 2016).

Mary Turner, *Slaves and Missionaries: The Disintegration of Jamaican Slave Society 1787-1834* (Kingston, 1998)

Christer Petley, *Slaveholders in Jamaica: Colonial Society and Culture during the Era of Abolition* (London, 2009).

5. 主な発表論文等

[学会発表](計1件)

稲垣春樹「19世紀イギリス帝国における法と博愛主義 英領西インド諸島を事例として」
近世イギリス史研究会 2018年度例会 個別報告 早稲田大学 2018年10月7日

6. 研究組織

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。